

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 7 月 2 日

九州経済産業局長 星野 光明 殿

みやま市長 松嶋 盛人

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の  
同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和60年以降一貫して減少しており、65歳以上の人口が継続的に増加する反面、14歳以下の年少人口は減少を続け急速に少子高齢化が進行している。令和6年3月末時点で人口は35,000人を下回り、10年でおよそ4,000人減少している。これに比例して労働力人口も減少しており、就業者総数は年々減少している状況である。

本市の産業構造は、産業別の比率を国や福岡県と比較すると農業を中心とする第1次産業が高く、商業・サービス業を中心とする第3次産業が低くなっている。第1次産業では就業者の3分の2程度が60歳以上であり、農地の減少や農業従事者の著しい減少が発生し、高齢化、後継者不足等の課題の発生が考えられる。第2次産業では産業別就業人口が微増している一方で、第3次産業においては産業別就業人口が増加しており、第1次産業から第3次産業への就業人口の流出が発生している状況である。

本市の中小企業者は、今後も事業所数及び従業者数の減少に伴い、サービス業や建設業など、労働集約型の産業については、人手不足を原因として労働生産性の低下が予想される。今後人口減少・少子高齢化が急速に進むことを考慮すれば、現在労働生産性が増加傾向もしくは維持されている産業においても、人手不足や後継者問題などに直面し、同様に将来の労働生産性の低下が懸念される。

このような状況を踏まえ、市内中小企業者の経営基盤を強化するためには、生産性向上に効果をもたらす中小企業者の設備投資の後押しが必要である。

#### (2) 目標

労働力人口の減少及び人口の流出が進み、中小企業者の高齢化や後継者問題が深刻化し、どの産業分野においても労働生産性の低下は避けられない状況である。

今後人口減少とともに労働者数が減少していく中、本市の経済活動の活発化を図るためには、先端設備等の導入を促進し、生産性の向上、雇用の創出など中小企業者の活性化が重要である。そのために意欲的に投資を図ろうとする中小企業への支援は不可欠であり、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上すること。

## 2 先端設備等の種類

本市の中小企業・小規模事業者は、人口減少・少子高齢化に伴う需要の減少、近年の政治・経済動向を原因とした社会不安の増大等により、経営力の低下が懸念され、人手不足・後継者不足の問題が労働生産性の向上の障壁となる。今後本市の中小企業の労働生産性向上、地域経済活性化のためには、女性、高年齢者及び外国人等の労働力を確保し、地域の生産力向上が急務である。そのためにも多種多様な先端設備等の多分野での導入、業務の効率化は必須である。よって先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の中小企業は、小規模事業者が約8割を占めており、生産拠点及び店舗等の立地的な偏りはないことから、特に対象地域は限定せず、市全域を対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の中小企業は、農林業を中心に製造業、卸売業、小売業、建設業と多岐にわたっており、業種及び事業にかかわらず、今後人口減少・少子高齢化による人手不足・後継者問題に直面し、労働力不足が今後の課題となる。課題への対応のため対象業種・事業については限定せず全てを対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年7月31日から令和9年7月30日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みは、計画認定の対象としない。設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に当たって不利に働かないように雇用の安定には配慮するものとする。

(2) 先端設備等導入計画の認定の対象とする中小企業者は、下記のいずれにも該当するものとする。

①税金等の滞納がないこと。

②みやま市内で事業を行うこと。

③みやま市暴力団排除条例(平成21年みやま市条例第27号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。